

## 彦根市生活応援クーポン事業実施要綱（内規）

### （目的）

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受ける市民の生活を支援するとともに、市内における消費を下支えし、地域経済の活性化を図るため、市民に対しクーポンを給付する事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン 本事業により市が給付する電子クーポンまたは、紙クーポンをいう。
- (2) 電子クーポン スマートフォンその他の情報通信機器を用いて利用する電子的手段によるクーポンをいう。
- (3) 紙クーポン 紙媒体等により発行されるクーポンをいう。
- (4) 参加店舗 市内に所在し、市が別に定める手続により本事業への参加登録を行った店舗をいう。

### （給付対象者）

第3条 クーポンの給付対象者は、令和8年3月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者とし、次に掲げる取り扱いによるものとする。

- (1) 基準日の翌日以降に転入、または出生した者は、給付対象者とししない。
- (2) 基準日の翌日以降に転出、または死亡した者であっても、基準日において住民基本台帳に記録されていた者は給付対象とする。
- (3) 基準日以前の住民票の異動であっても、令和8年3月17日以降に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条、第24条および第24条の2に規定される届出のあった者については、給付対象者とししない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、基準日における住民基本台帳の記録状況およびその後の異動との関係において特別の事情がある場合は、その取扱いについて市長が別に定める。

### （特例的な取り扱い）

第4条 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者その他市長が特別な配慮を要すると認める者（以下、「要配慮者」という。）については、本要綱に定めるところによらず、当該者の状況に応じて、給付方法、送付先その他必要な事項を市長が別に定める。

2 市長は、要配慮者について、市が保有する情報によるその状況を把握している場合は、本人からの届け出を要することなく、職権により送付先の変更その他必要な措置を講ずることができるものとする。

3 民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定により成年後見人、保佐人または補助人が選任されている者に係る生活応援クーポンの受領および使用に関する取扱いについては、当該成年後見人等が本人に代わって行うことができるものとし、必要な事項は市長が別に定める。

4 第 1 項および第 2 項に規定する者のほか、給付対象者であって、本要綱に定める方法による生活応援クーポンの受領が困難であると認められる者については、本人または代理人からの届け出に基づき、その状況を確認の上、送付先の変更その他必要な措置を講ずることができるものとする。

5 前項の届け出は、市長が別に定める別記様式第 1 号の届出書により行うものとする。

（給付額）

第 5 条 給付対象者 1 人当たりの給付額は、8,000 円分のクーポンとする。

（給付の方法）

第 6 条 クーポンの給付は、原則として世帯ごとに行うものとし、基準日における住民基本台帳上の世帯単位でまとめて送付する。

2 市は、全ての給付対象者に対し、原則として電子クーポンのシリアルコードまたは二次元コードを送付する方法によりクーポンを給付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、情報通信機器の利用が困難である等の理由により、電子クーポンの利用が難しい給付対象者については、紙クーポンを給付することができる。

（利用範囲）

第 7 条 クーポンは、参加店舗において、商品またはサービスの購入に使用することができるものとするが、次に掲げる物品の販売、サービス等の提供に使用することができない。

- (1) 国または地方公共団体等への公共料金の支払い
- (2) 換金性の高い金券、商品券等の有価証券
- (3) 現金の換金、金融機関への預け入れ、他の補助金等で充当される費用
- (4) 取扱加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ、自社商品の購入等）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る商品またはサービスの提供に対する支払い
- (6) 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの

（有効期限）

第 8 条 クーポンの有効期限は、最長で令和 8 年 11 月 30 日までとし、使用可能期間を 3 か月以上設けるものとする。

2 有効期限を経過したクーポンは、いかなる理由があっても使用することができない。

(未使用分の取扱い)

第 9 条 有効期限までに使用されなかったクーポンの残額相当分については、本事業の財源構成を踏まえ、市の予算に帰属するものとする。

2 前項の場合において、クーポンの発行または管理を委託している事業者があるときは、当該未使用分相当額について、市に返還させるものとする。

(譲渡および不正使用の禁止)

第 10 条 クーポンの譲渡、換金、担保への供与その他不正な利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、同一世帯に属する者が、当該世帯員に給付されたクーポンを使用することは、これを妨げない。

(返還)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段によりクーポンの給付を受け、または利用した者があるときは、当該給付または利用に相当する額の返還を求めることができる。

(周知)

第 12 条 市長は、本事業の実施に当たり、給付対象者、給付方法、利用方法その他必要な事項について、広報その他の方法により市民に周知するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。

彦根市長 様

届出人 千

届出者住所 \_\_\_\_\_

届出者氏名 \_\_\_\_\_ 印

届出者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

「彦根市生活応援クーポン事業」送付先変更届出書

私は、下記の理由により、「彦根市生活応援クーポン」の送付先の変更を本人確認書類を添えて、届け出ます。

なお、この送付先変更に関する事項は、クーポンの給付対象者（またはその関係者）、送付先等に説明の上同意を得ており、生じた責任は届出人たる私が負うことに異議ありません。

記

対象者		生年月日
フリガナ		大正・昭和・平成・令和
氏名		年 月 日
住民票の住所	千	届出人は、対象者の、 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族（続柄： ） <input type="checkbox"/> 成年後見人等 （ ） <input type="checkbox"/> その他の代理人  です。
変更送付先	千 _____ 宛名 方	
変更理由	例) 老人ホームに入居し、住民票の住所は不在であるため	

【委任欄】

※本人以外の場合、委任欄の記載が必要です。ただし、成年後見人等の代理人が届け出る場合において、

被代理人の委任署名が難しい場合、登記事項証明書の写しの添付で委任欄への記載に代えます。

私は、上記届出人 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、この届出に基づく「彦根市生活応援クーポン事業」の送付先変更に関する権限を委任します。

対象者 (署名または、記名・押印) \_\_\_\_\_ 印

<届出人の本人確認書類添付>

※届出人の本人確認書類を添付してください。

(届出人が本人の場合は、本人、代理人が届出人の場合は、代理人の本人確認書類となります。)

※いずれも、届出書に記載の住所と一致している必要があります。

※有効期限切れの証明書は添付できません。

(確認書類の例) ※コピーは白黒コピーで構いません。

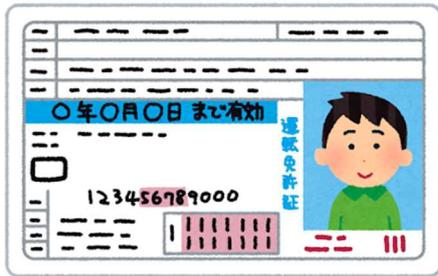
運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、

健康保険資格確認書、介護保険証等のコピー

成年後見人等の代理人においては、登記事項証明書のコピー

(例)

免許証のコピー



マイナンバーカードのコピー



登記事項証明書

後見

後見開始の裁判 ●●・・・

成年被後見人 ●●・・・

成年後見人 ●●・・・

成年後見人監督人であった者 ●●・・・

上記のとおり後見人登記等ファイルに記録されていることを証明する。

令和●年○月●日

●●法務局 登記官 近江 一郎 印